平成２７年（フ）第３０８号
東京都小平市小川町１丁目512番地の12山口建興寮
債務者　押川　洋一
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０号
栃木県塩谷郡塩谷町大字大宮2515番地２、前住所栃木県下野市下文狭289番地２
債務者　小森　　透
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第４１８号
横浜市旭区本村町22番地１　マーサ201
債務者　大倉　輝久
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８４号
東京都府中市西府町２丁目24番地の１エバーグレース西府411
債務者　石目　舞弥
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４２号
静岡県浜松市東区半田町1318番地の１　ＭＹヒルズ103、前住所静岡県浜松市東区有玉台２丁目37番11号
債務者　大友　直樹
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
静岡県浜松市東区有玉台３丁目13番５号ディクシー４－13号室、前住所静岡県浜松市東区有玉台２丁目37番11号
債務者　大友　　愛
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
静岡県湖西市新居町新居3403番地の３　Ｓｉｎ　ｍｅｉｗａ株式会社　内、住民票上の住所静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2669番地の147　ブライトタウン弁天島1001
債務者　大野　　**隆**
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４３３９号
東京都板橋区前野町１丁目１－３－207　クレッセントＩ－１
債務者　齊藤　晃浩
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３４２号
東京都練馬区早宮３丁目34―44―103
債務者　菅原　　昌
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８５号
横浜市神奈川区菅田町1852番地１
債務者　霧生かおり（旧姓櫻木）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５１２号
東京都豊島区高田１丁目36―13―1004
債務者　二村加奈子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５９６号
静岡市駿河区馬淵３丁目14番31―10号
破産者　有限会社清松加工所
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９号
名古屋市名東区藤が丘161番地高架下18の１
破産者　有限会社トレンチタウン
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１号
札幌市中央区南４条西４丁目２番地
破産者　有限会社八百亀
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６３号
山形県天童市北久野本２丁目11番10号　モンシャンブル21，505号、前本店所在地山形県天童市老野森１丁目６番10号
破産者　有限会社コミヤマ
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４号
山形市木の実町７番８号
破産者　有限会社天狗堂
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部